

(総務委員会)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十三回

国会閣法第八号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲の拡大

1 電子署名の検証を行う署名検証者の範囲を拡大し、次のイ及びロを加える。

イ 行政機関等に係る申請、届出その他の手続に関する業務を行う者として指定し、登録し、認定し、又は承認した者

ロ 行政機関等及び裁判所に係る申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの

## 2 団体署名検証者・署名確認者制度の創設

署名確認者（法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に係る申請、届出その他の手続を行う者等）が利用者の電子証明書の有効性確認の請求を団体署名検証者（署名確認者の所属団体等）に行い、団体署名検証者から効力を失っていないことの確認結果を得ることができるとする。

### 二、都道府県から指定認証機関への委任事務の追加

都道府県から指定認証機関への委任事務に認証事務の附帯事務を追加する。

### 三、自己の認証業務情報の開示に関する事務の規定の見直し

指定認証機関にその認証事務を行わせることとした都道府県知事は、自己の認証業務情報の開示に関する事務を行わないこととする。

### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。